

市民の裁判員制度つくり会

裁判員制度導入へ向けてのアンケート調査の配布・回答数中間報告から

8月22日から9月7日までの集計分

2003年9月9日

文責 片山徒有

1 アンケート調査の企業抽出方法

無作為抽出により、大企業から中小企業まで。 アンケート調査方法 2003年8月22日より配布開始。 アンケート依頼企業数 75社。 アンケート配布枚数 3000枚（規模に応じて100通から10通）。 アンケート回収枚数 534通（従業員分）。 アンケート集計日2003年9月7日

2 アンケート調査反応の全体から受ける印象

市民で司法制度に関心の高い層と比較してあまり関心であろう一般市民向けの裁判員制度についての認知率（54.3%）は、メディアの啓発活動など今後の市民への活動課題に期待をする内容となっています。

3 従業員用アンケート調査から感じ取れた内容

a 全体を通じての印象で市民の要望が極めて高いものとして、「法教育」の義務化があります。これは市民が裁判員制度に参加をする前提としての知識を求めている形と思われます。（質問8 81.6%が「はい」と印をつけました）

b（質問2）の裁判員になるために希望する制度などについても、裁判に対するオリエンテーション（以下実数、270）、特別休暇（294）と回答された方が最も高かったのが目立ちました。一方、育児、介護サービス（130）託児所（102）などの数値は、男性中心で回答をさせて頂いた結果と、社会で働く女性まだ思ったよりも少なかった結果かと受け止めています。

c 裁判員制度の目的として社会への教育的効果を想定していますが、メディアからのコメント依頼については好意的な意見が多かったのも特徴で（質問10では70.4%が「はい」と答えておられます。11の項目でメディアスクラムのない前提ならば肯定的という方も相当おられたので、実際には「のいいえ」との回答をされた方でも賛成の数値が上がる含みがあります）

d その他の項目では、裁判の印象、市民、裁判官の人数問題などでも今後の課題が読みとれる内容となっています（質問6では が362、 が206、 が230となっていました。7の設問では、裁判官の人数が の1人と答えた人が23.6%、 が31.5%、 が37.8%となっていました、また市民の数は が26.2%、 が39.2%、 が28.0%となっていました）

e 経済的効果なども期待される部分となる質問（質問5）の回答では、その根拠が裁判官の日当を基準とした設問だったのですが、その事実は伏せて回答を書いて頂きました。その結果は 44.2% 33.7% 10.9% 4.1%となりました。

4 事業主用アンケート調査

今回は時間の関係で回答の絶対数が少なかった訳ですが、アンケート調査をする過程で寄せられた反応結果として、企業が社会貢献を果たす役割として企業も裁判員制度の今後に期待をしたいという姿勢が寄せられたものがあり、たとえば企業で経験を活かした仕事をして頂く事も考慮するといった回答が寄せられていました。

また、たたき台で触れられた「罰則規定」については、大企業は企業としての取り組み実現を努力する中で努力しない企業の従業員や雇用主に対しては「罰則やむなし」とした意見がある一方、小規模企業では現段階では「罰則反対」と別れているのも今回の特徴として浮かび上がりました。